

指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 本基準は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という）指名業者等選定委員会規程第7条に基づき、物品の買入れ又は工事の請負その他の指名競争入札及び随意契約に参加させようとする者の指名を厳正かつ公平に選定するため、必要な基準を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 指名競争入札に参加できる者は、原則として東京都競争入札参加有資格者名簿に登載されている者とする。ただし、東京都から指名停止処分を受け、その期間が経過していない者は除く。

2 ただし、前項の規定に関わらず必要と認める場合は、履行実績等の信用実績を確認の上、東京都競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者を入札参加者として選定することができる。

3 過去5年間において、全日本ろうあ連盟を相手方として当該指名競争入札に付する契約と同一種類の契約を締結し、これを良好な成績で履行した者を他に優先して選定することができる。

4 当該年度又は前年度において同一種類の契約について実績を有する者で、かつ、当該契約について履行能力が十分にあると認められる者を他に優先して選定することができる。

5 契約の目的又は性質が特殊なものである場合においては、それを専業としている者を他に優先して選定することができる。

(入札参加資格の制限)

第3条 第2条の定めにより、指名業者を選定する場合には、次に掲げる者を選定してはならない。

(1) 契約の目的又は性質により、その履行について、法令の規定により官公署等の許可等を必要とするものにあつては、当該許可等を受けていない者

(2) 選定に際し、著しい経営状態の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実があり、かつ契約が不履行となるおそれがあると認められる者

(3) 指名競争入札に係る建物管理、物品等の販売その他について、1年以上の営業経歴を有しない者。ただし、営業経歴が1年未満の者であっても、特にその者を指名競争入札に参加させることが当事業団に有利となると認められる

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

ときは、この限りでない。

(4) 選定に際し、著しい社会的信用の失墜の事実があり、指名業者に選定することが当事業団にふさわしくないと認められる者

(入札参加者の選定数)

第4条 指名業者を選定する場合には、表1に掲げる工事、委託等の予定価格の区分に応じた指名業者数について行うものとする。ただし、契約の性質及び目的が特殊である等やむを得ない場合は、この限りでない。

(見積書の徴取の業者数)

第5条 随意契約によろうとする場合には、表1に掲げる工事、委託等の予定価格の区分に応じた指名業者数について行うものとする。ただし、契約の性質及び目的が特殊である等やむを得ない場合は、この限りでない。

(改廃)

第6条 この基準の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

2 この基準は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

本規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

〔表1〕 契約区分及び予定価格に応じた指名業者数

区 分		予定価格	指名（見積もり提出）業者数
工 事 請 負	随意契約	50万円未満	1者以上
		50万円以上 100万円未満	2者以上
		100万円以上 300万円未満	3者以上
	指名競争入札	300万円以上 1000万円未満	5者以上
		1000万円以上 5000万円未満	7者以上
		5000万円以上	10者以上
委 託	随意契約	50万円未満	1者以上
		50万円以上 100万円未満	2者以上
		100万円以上 200万円未満	3者以上
	指名競争入札	200万円以上 1000万円未満	5者以上
		1000万円以上 5000万円未満	7者以上
		5000万円以上	10者以上
物 品 その他	随意契約	50万円未満	1者以上
		50万円以上 100万円未満	2者以上
		100万円以上 200万円未満	3者以上
	指名競争入札	200万円以上 1000万円未満	5者以上
		1000万円以上 5000万円未満	7者以上
		5000万円以上	10者以上

但し、契約事務規程に定める事前公表により希望者を募集した場合は、表1に掲げる指名業者数を下回る場合においても、指名業者選定委員会において競争性が担保できると認める場合は、その数とすることができる。